

これ以上の死亡災害を発生させないために

(茨城労働局長メッセージ)

今年の茨城県下における死亡災害は、現時点で 19 名にのぼり、既に昨年 1 年間の総人数を超える尊い命が失われているという厳しい状況にあります。また、休業 4 日以上之死傷者数も、8 月末日現在で 1,984 名と、昨年同時期と比較し 277 名も増加しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

死亡災害の態様としては、高所からの墜落、機械へのはさまれ・巻き込まれが半数を占め、基本的な安全対策を講じていれば、発生に至らなかったと思われる災害がほとんどです。また、被災者のうち 8 名が 60 歳以上の労働者であり、就業構造の変化に対応し、働く高齢者の特性に配慮した職場づくりも喫緊の課題となっています。

誰もが安心して健康に働くことができる職場を実現するためには、経営トップをはじめとする関係者全員が「安全はすべてに優先する」という意識を共有し、労働により命を落とす人を決して出さない、という強い決意をもち、それぞれの立場で責任ある行動をとることが必要です。

具体的には、それぞれの事業場において、経営トップの参加のもと、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって、計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要です。

つきましては、最近の死亡災害の発生原因を分析した上でチェックリスト(製造業用と建設業用)」を作成しましたので、これを活用の上、下記の取組を実施していただくようお願いいたします。

記

- 1 経営トップ参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者(安全推進者)を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
- 3 作業内容変更時や雇入れ時の教育を徹底する等、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 4S活動(整理、整頓、清潔、清掃)、危険予知、ヒヤリ・ハット活動、危険の「見える化」などの日常的な安全衛生活動を活性化させること。
- 5 防護柵の設置、修理・点検時における機械停止の徹底、手すり等の墜落防止措置や墜落制止用器具の使用の徹底、高所等から部材等の落下を防ぐ設備(幅木や防網)や立入禁止区域を設定するなど、飛来・落下防止対策を徹底すること。
- 6 60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場環境改善に取り組むこと。

令和 3 年 9 月 3 0 日
茨城労働局長 下角 圭司